

したけれども、我々も法務省と一杯教育しなければいけないことがあると思うんですね。

例えば、自由に話させていただきますけれども、例えば早めに出所をされる場合に、警察の中の業務の状態を見ておると、犯罪者というのは、家庭でも学校でも職場でもあるいは社会においても居場所がないから犯罪を起こすというケースが非常に多いわけで、例えば職業の復帰なんというのは今のような状態で大変難しいんですね。だから、早めに出所させてくれるなら、その後職業訓練を受けてもらう方が保護観察を受けているよりはというか、それ以上にプラスアルファとしてそういう措置も国としてはやってやる必要がありはしないかなど。あるいは刑務所の中のいろんな仕事がありますけれども、それが出所後の職業訓練にというか、就職にマッチしているかどうかということも再検討してみなきゃいけないと、こういうふうに思います。それから、刑務所や拘置所だけじゃなくて、入管の収容施設、これも大変足りないんですよ。だから、もろもろ含めまして、警察だけじゃなくて、すべての役所が犯罪に強い社会を取り戻すために協力をさせていただきたいと。

もちろん、我々は気が付いたことを一生懸命発言してまいりたいというふうに思っておりますが、私どもは、いろんな問題で御指摘がございますが、警察官一人一人、かつてのような安全な日本を取

り戻すために一歩一歩前進していきたい、そのために国家公安委員会が努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

市川一朗君 終わります。

以上です。

神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

今、市川委員の方からも触れられました警察の捜査費等にかかわる不正流用疑惑の問題について私は質問させていただきたいと思っております。

一昨年、二〇〇三年の十一月に北海道旭川中央署の捜査報償費の架空支出の報道がなされて以来約一年半、この警察の不正流用疑惑については、私自身も納税者の立場という観点からこの委員会でも数回取り上げさせていただきました。

言つまでもなく、納税者の立場というのは、税金が、不正な経理によって不正な使われ方あるいは無駄な使われ方がしていないのかという観点が大きく一つあると思っております。そのいわゆる裏金をつくるために、第一線で苦勞している現場の警察官、捜査員の方が、何と申しますか、偽領収書を作ったり、それから空出張のための行ってもない旅行命令簿と申しますか、旅行の書類を作ったりというようなことをさせられている。そういうことがこの間次々と、北海道、福岡、静岡、最近では愛媛、ほかにも幾つか出ているよう

ですけれども、そういったことが出てきて、先ほども市川委員もおっしゃいましたけれども、国民が警察に対してやはり信頼が置けなくなっている、その不信感が増大している、このことは警察庁も国家公安委員長も恐らく認識しているらっしゃると思っております。

そういう税金の無駄遣いというのともう一つ、私はやっぱり納税者の立場から、現場第一線の警察官、捜査員の方々が本当に自分の仕事に誇りを持って国民のために、市民の安全のために邁進できるように、その一点で私はこの間ずっと質問をさせていただきましたし、何とかしてほしいと。一刻も早く、そのためには、改善策もそうなんですから、その前にこういった疑惑をきちっと払拭して、疑惑に対しては問題は問題として認めて、そしてもう一回スタートし直すというような姿勢が必要だと思っております。そういう意味で、疑惑を解明してほしいという観点から今日は質問をさせていただきたいと思っております。

まず、北海道、福岡県警の不正経理について、この間、当委員会でも多く議論されてきましたけれども、昨年の十二月にそれぞれの警察本部において調査結果がまとめられたと思っております。そして、不正支出された金額については返還がされたり、それから関係者の処分がされていることは承知しておりますけれども、これについて警察庁としては

どのような報告を受けられて、それに対してどのような対応策を取られたのかということについてはまず御説明をいただきたいと思えます。

政府参考人（安藤隆春君） お尋ねの事案につきまして、北海道警察及び福岡県警察におきまして、それぞれ公安委員会の指示の下、担当委員が適宜点検するなど厳正な調査を進めまして、関係者に対する処分あるいは国や道、県が被った被害額の返還、さらには再発防止策の推進など、必要な措置を図っているところでありますが、この間それぞれの、北海道及び福岡県警から警察庁に對しまして適時詳しい報告があったということでありませう。さらに、警察庁におきまして、この間西警察におきまして適切な対応が図られますよう、職員を現地に派遣するなどしまして、実際の調査状況の点検等を行うなど、緊密な連携の確保に努めてきたところであります。

両警察におきましては、それぞれ今般の事案を踏まえまして、会計経理に関する改善策、すなわち再発防止策ということでありませう、を推進を令して、必要な措置を講じているわけでございますが、警察庁としましては、引き続き両警察に対して必要な指導をしてまいり所存であります。

神本美恵子君 今本当に簡単に御説明いただきましたけれども、北海道も福岡も、この間のずつと経緯を見てみますと、最初にはそつという事実は

なかつたと県警本部長なり道警が言つて、そして内部告発者なりOBの方の告発があつてもう一回調査をし直したら、調査をし直すというか、その告発に基づいて県の監査が行われたりして明るみに出て、問題が表に出て、そして謝罪をして返還して関係者処分というようなことが繰り返されていと思つんですけれども、それに対して警察庁としてどういふふうな対応をしたのかということについてきちつとした報告を、それぞれについてのきちつとした文書の報告、今日、愛媛県警については一応中間といひますか、私はこれは中間になるだらうと思ひますけれども、一応県警が調査した報告書が出され、それについて資料も提出されましたけれども、北海道と福岡県警の問題についても、こついつた形できちつとした警察庁としての報告、資料の提出とこの当委員会での報告を是非お願いをしたいと思ひますけれども、それについてはいかがですか。

政府参考人（安藤隆春君） それぞれ北海道警察、福岡県警の調査結果というのは、今委員御指摘のとおり、昨年十二月に最終的な報告が出されたということでありませうが、委員が今お尋ねの点は、警察庁がこの間どういふ報告を受けてどういふ対応をしたというふうな事。先ほど申し上げましたように、我々その都度、随時連携を取つてあるいはこついつた調査をもつと強力に調査をすべ

きだとか、そついつたことをやってまいつたんです。が、そつしたものはこれまでまとめておりませんで、またそれにつきまして検討してまいりたいと思ひます。

神本美恵子君 これは、是非当委員会においてきちつとした資料を出して、委員会に報告をしていただきたいと思ひますので、委員長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長（高嶋良充君） はい、後口理事会で協議させていただきます。

神本美恵子君 よろしくお願ひします。

それで、昨年の警察の不正経理事案について、私はずつと全国調査を行つていただきたいと、当該問題になつていいる道県警だけではなく、全国的にこついつた問題が起きていいるのではないかと、いふことが言われていいますので、全国調査ということをお願いをしましたところ、それに対して警察庁としては、会計監査を強化充実するといふ対応といふことで、先ほどからも出ていきましたが、昨年の四月に会計の監査に関する規則を策定し、それに基づいて全国調査と同じような効果を上げ得るといふような御答弁が何度もこれまで私に對しても行われたんですが、その結果が、十六年度の会計監査の報告を私は見せていただいたんですけれども、これを見ましたら、本当にこれが私が求めてきたといひますか、国民が求めてい

会計監査、これまでの疑惑を解明するような監査になっていくかという点、とても、本当にページ数にしても十三ページです。これは、北海道と恐らく愛媛を除く四十五都府県警察と管区警察局や警察学校等を対象にされた調査には余りにも簡単過ぎる、簡単というか、中身がないと言っただけで、はちよつと言い過ぎかもしれないけれども、そういう内容になっております。

そしてまた、同じ日に、これ四月二十八日に出されているんですが、同じ日に出された予算執行の一層の適正化に向けた施策の推進状況についてというふうな報告も、これは警察庁が、こういう不正経理がないようにということで、庁内にくらべた予算執行検討委員会がまとめられたものなんですけれども、これも、この推進状況の冒頭に、取られた施策として、会計監査の強化、会計経理の透明性の確保、会計文書の適正な管理、適正経理の重要性に対する意識の徹底というふうに書かれていますけれども、これは経理をする上では当たり前なことだと思っんですね。

これ、私は冒頭も言いましたように、国民の信頼、不信感をなくして信頼を回復するためには、疑惑を持たれている部分をきちっと説明をして、どついつ不正があったのかということをはっきりと明らかに出して、そして二度とどついつことが起きないよう、なぜどついつことが起きたのか、

二度と起きないようにするためにはどついつたらいのかというふうなことがきちっと報告をされないと、ただ形だけこういつ報告書を出して、これやっていくというふうにしかならないんです。疑惑解明に国家公安委員会なり警察庁なりとして本当に真剣に取り組んでおられるとはとても思えない。

どついつたもので、私はこの一年半求めてきた全国調査に代わるものとは到底言えないと思っんですけれども、国家公安委員長、当然見ていらっしやると思えます。そして、これは国家公安委員会にも提出されて、そこでも議題になっていると思えますけれども、国家公安委員会の中でこの件についてどついつた議論がなされてきたのか、そして公安委員長自身はどのようにこの二つを評価なさっているか、まずお伺いしたいと思います。

国務大臣（村田吉隆君） 今御指摘のことでございまして、国家公安委員会規則でございまして、昨年の四月にできた規則に基づきまして、委員も今御指摘なさいましたように、北海道と愛媛はできませんでしたので今年度回しという形になりましたが、その他の四十五都道府県につきまして調査の計画を作って、これによって行われたものでございまして。そういう意味で、国家公安委員会の中でも検討されまして、会計監査の実施結果につきましては国家公安委員会としては評価すると、

どついつこととございまして。

ただ、その議論の中で、捜査費の支払報告書の内容につきまして、また先ほど答弁したこととございまして、一部抽象的だったり定型的な記載であるということが、そういうことがないようという委員からの指摘もあつたわけでございまして、それは今後の職務に当たって改善要望としてしっかりと行ってもらいたいと、どついつこととございまして。私も、まだ二票は残しているわけでございまして、国家公安委員会としては、警察庁に対しまして、国家公安委員会の管理機能の發揮というところで今後とも会計監査をしつかりやるというところに対して警察庁を督励したところでございまして。

神本美恵子君 公安委員長自身はこれをどう思っただけでいらっしやるかということもちょっとお聞きしたいんですけども、私、この中で、本当に数ページしかないんですけども、例えば福岡県警における監査状況ということで書いてあるんですけども、警察本部の十四所属の捜査費等の一部を留保して、本部長による激励経費や来客用茶菓代等の本部長室経費に使用していたことなどが判明して、これはまあ県警の調査によつてですが、これに対して警察庁の会計監査で有無を確認したら、調査結果と異なる事実は認められなかった。静岡県に対しても同じなんです。県が調査した、で、警

察庁の会計監査をやったけれども、事実と異なる結果は認められなかったというような記述、それだけなんです。本当、数行ずつなんですな。

こういふことで、国民が抱いている疑惑が解明されたといふふうに評価されますか、国家公安委員長。こついつ会計監査報告で疑惑が、国民の疑惑が払拭できるといふふうに思われますか。

国務大臣（村田吉隆君） 委員がかねてから疑惑疑惑とおっしゃっているわけでございますけれども、私も、私も、警察庁を通じて、各県警本部においてこれまでいろいろ指摘されたことについて我々の監査に基づきまして監査をやった結果こついつ報告書がまとめられまして、私もそれはかつてのその監査の体制あるいは実際のやり方につきましても報告を受けて、監査は適正になされたといふことでございまして、神本委員がかねてより疑惑疑惑とおっしゃっていることについて、具体的に私はどついつものを疑惑といふことをおっしゃっているのか分からないところが実はございます。

具体的に見てまいりますと、要するにいろいろな証拠書類が乏しくて、ヒアリングによりまして実際はその目的に従って使われたという部分もかなりに上るわけでございまして、そついつことについては、書類が整っていないことと指摘をされたこともあるわけでございまして。そついつ

もろもろの結果としてここに報告書という形でまとめられたといふふうに私もは理解しているわけでございます。

神本美恵子君 国家公安委員長、やっぱりこの間の北海道や静岡、福岡そして今回の愛媛というよつなことに對して、様々な、具体的に現場の警察官だった方たちあるいは幹部の方たちが現職で名前を出して告発されたり、それからOBの方たちも何人も告発をされている。そついつたことは報道でももちろんごらんになっているでしょうし、そついつつものを見てもなお、こついつた会計監査報告で、もつ問題は、不適正経理はこれでなくなると、こついつつことはいつといふふうに思っているらつしやるよつなことを今おっしゃったんで、私は本場にこつ納得できないんですけれども。

ちよつと、これは「警察内部告発者」という、北海道の原田宏二さんという名前を出して告発されたOBの方なんですけれども、この方が今年の三月に本を出されて、私も警察の中のことをよく分からないんで読ませていただきました。そして、現場で捜査がどのよつに行われているかといふよつなことから、それから稲葉事件で自殺者も二人も出したといふよつな事件とのかかわりなども書かれています。この中に御本人じゃなくってほかのOBの方から寄せられた手紙といふことで、現場の声なき声だといふ一文がちよつと紹

介されていますので、読みます。

私も、信念を持って生き抜いてきましたので、犯罪を取り締まり検挙する警察社会組織に不正がある事実を知って困惑し、事件を挙げれば挙げるほど勤務評定は上がるが、結果的に組織の上の者が潤つばかりで、

挙げた者は、事件検挙した

挙げた者は挙げるほど自腹を切る破目が続くことを感じていました。それでも頑張つてきました。

性格といつか、信念で不正を認めるわけにいかず悩んだ末に（不正をやめるよつ）具申しました。早期に退職してよかつたと思っています。定年までいたら心も身体もズタズタになっていたと思います。最近では、心も休まる日々です。これも原田さんのおかげです。前向きに生き抜いて来て本場に良かつたと思います

といふよつなことがこの原田さんといふ方、原田さんに寄せられたつていふんですな。

こついつOBからの手紙や現職の方が名前を伏せて原田さんに寄せた手紙も幾つもの中に紹介されておりまして、こついつものををまず国家公安委員長は読まれたのか。読まれているとすれば、こついつものを読んでもなおやっぱり疑惑私がかねてずっと言つてきた疑惑といふよつなことはないといふふうにおつしやるんですか。

国務大臣（村田吉隆君） その本は私は読んで

おりませんが、例えば今日、官房長から御報告を申し上げたように、仙波さんがこういうことがあったということについて、一つ一つこちらの体制も整え、そして大変多くのOBまで含めまして一つ一つ調査をした結果、問題点は一部ございましてたけれども、仙波さんが言っているようなそういう事態はなかったという、そういう調査結果になっているわけでございます。じゃ、仙波さんが言っているような事態がなければ疑惑は解明されないということをおっしゃられるのかどうかですね。私どもも、責任を持った調査を実施した結果本委員会に御報告をさせていただいているわけでございます。

神本美恵子君 仙波さんのことはちょっと後でまた細かくお聞きしますので、まあそれでも告発者が言ったような事実が出てこなければ納得しないのかというような、多分そういう御趣旨の発言だと思えますけれども、北海道だって福岡だって最初は認めなかったんですよ。それが、告発者が言っているような事実が次々に出てきて、そして返還、何億という返還の事態に至っているわけですね。そのことをきちっと認識していただきたいと思います。

それで、ちょっと次に行きたいと思いますが、この会計検査実施結果報告書、この中では北海道と愛媛について監査が行われておりませんけれども、

も、これはそれぞれの県で係属中であるということで行っていないと思いますが、この二つの県については監査はいつごろ行われるのか、その結果はどうなっているのかですね、もし行っているのであれば。

政府参考人(安藤隆春君) 昨年度中に会計監査を実施することができなかったのは、御案内のとおり、北海道警察及び愛媛県警察に対してであります。これは理由としましては、県監査委員の監査とか会計検査院の検査状況を勘案して、現時点までは実施していないということでありまして、それで、今後であります。両警察に対しての会計監査というのは、そういう状況を勘案しまして今年度可及的速やかに実施してまいるというのが今の考え方でありまして、まだ行っておりませんが、可及的速やかに条件が整えば行うということでございます。

神本美恵子君 その条件が整えば可及的速やかに、いつごろですか。

政府参考人(安藤隆春君) 今、その具体的な時点というのは申し上げられませんが、県の監査委員の監査とか会計監査とこのきちっとしたそういう結果といえますか、そういうものを踏まえて、ある時点ですることによって御理解願いたいと思います。

神本美恵子君 そうしたら、その結果も、会計

監査をされた結果も是非委員会に報告をお願いしたいと思えます。

それで、具体的に愛媛県警の問題について入っていきたくはありますが、この愛媛県警、先ほど御報告もありましたけれども、県の特別監査の報告が二月に行われたと思えます。それによって県の損害と認定された、これは県費の捜査報償費ですけれども、約十七万八千円を三月十四日に県に返還したというふうに聞いております。

これは、県警本部の会計課長が一時的に立て替えたけれども、後日、県警の警視以上の百人の方が、カンパでしようかね、出し合って任意で負担したというふうに聞いておりますけれども、なぜこういう返還の方法になったのか、警察庁は把握していらっしゃいますか。

政府参考人(安藤隆春君) 今御指摘の額というのは、大洲警察署で判明した偽領収書に係る執行額につきまして、監査委員から県の損害額と判断されたということでありまして、私、私といいますか、愛媛県警としましては、捜査の活動が実態があつてその捜査活動に支払われたということでありまして、領収書について、当時の会計課長が、領収書がなきやいけないという強力な指導があつて、ほかから領収書を持ってきてその書類に付けたということ、そういうことをやる県の監査委員にいろいろ説明しましたけれども、結果的

に愛媛県の監査委員の方からは、物的な証拠がないのでそれは県に与えた損害額であると、こういう判断が下されまして、県警としましては、その監査委員の判断を重く見て、重く受け止めまして一刻も警察に対する信頼を回復するという必要があるという認識の下に当該執行額を自主的に県に返還したというのが、ちょっと詳しくなりましたが、そういう経緯であります。

今お尋ねの点につきましては、こういう経緯に至ったことを組織全体の責任として重く受け止めまして、組織の幹部、すなわちこの場合は警視相当職以上であります。に広く負担を求めたという報告を受けております。

神本美恵子君 何か私、常識で考えれば、何か変な、変な組織だなと思います。組織全体の責任であれば、組織の責任者が責任を取るんじゃないですか。また、この捜査報償費だって、取扱責任者は警察署であれば署長だし、県警本部であれば県警本部長になつてはいますよね。

その取扱責任者が責任をきちっと取るべきはずなのに、みんなで何か、子供が一緒に悪さをした、子供に悪いですけど、悪さをしたら、みんな連帯責任でみんなでごめんなさいというのと同じような感じで、そして、これは地元の新聞社の方に聞いたんですが、百人以上も、十七万八千円を百人以上もの人がカンパして、だから千円とか二

千円とかそんな金額でしようけれども、どういふ方が幾ら出したのかと聞いたら、そんなのは個人の問題で、だれが幾ら払ったかは言えないというふうにおっしゃったということなんですけれどもこんな形にするからその責任の所在があいまいになってしまふということが一点と、ということには、やっぱり組織ぐるみでこういう十七万八千円という県に返還しなきゃいけないようなお金が使われたんじゃないかと。逆の見方をすれば、そういうふうにも受け取れるんですけれども、これはまあ愛媛県警がとられた措置ですから。でも、感想はどうですか、こういう責任の取り方というのは、短くていいです。

政府参考人(安藤隆春君) それぞれの県の判断というのが北海道と福岡とあるわけでありまして、愛媛県につきましては、先ほども申し上げましたように、実態として捜査費に使われたということでありまして、形式として文書というものを、そういう領収書を付けたということは非常に不適正な経理でありますけれども、そういうことでございまして。

そういう中で、説明を尽くしたんですが理解されなかつたという経緯も踏まえまして、ただ、やはり県民の信頼を一刻も早く回復するためには、県警全体、すなわちやはり、警視以上か、それが警部以上か知りませんが、それは愛媛県の判断と

して、幹部として責任というものを感じて返還されたというふうには承知しております。

神本美恵子君 だから、それをどう思つかと。政府参考人(安藤隆春君) ですから、そういうことでありますから、県警の幹部としてそういう認識で返されたということに対しては、私はそれなりの判断だと思えます。

神本美恵子君 でも、まあ常識的にはちょっと、責任者がきちつと責任を取るべきだということについては思います。

それから、今日報告されましたこの内部調査、愛媛県警の内部調査の中で、鉄道警察隊の警乗手当について不備が五件という御報告がありました。その内容は、活動日誌に記載があるのに旅行命令簿がないというものと、それから行き先が間違つて書かれていたというような、合わせて五件つてあります。その中で旅行命令簿がないために旅費支給されていないものが三件というふう聞いておりますけれども、そもそもここに報告が上がつているのは二〇〇四年度分なんです。この警乗という勤務、警乗勤務は何件あった、何件のうちの五件の不備なんですかね。

昨日言っていたから、分かっているはずですよ。政府参考人(安藤隆春君) 平成十六年度では警乗回数というのは百七十件でございます。

神本美恵子君 百七十件のうちの五件に不備が

あつたということですね。

じゃ、仙波さんが受け取っていない、仙波さんが受け取っていないというふうに告発されたんですけれども、その〇一年度、二〇〇一年度は何人の警乗勤務があつたんですか。

政府参考人（安藤隆春君） 全体で二〇〇一年度で二百九十四件であります。

神本美恵子君 仙波さんの分は、本人は受け取っていないとおっしゃっていますけれども、これは、旅行命令簿がないので勤務をしていなかったというふうにこの報告では結論付けられておりますよね。

ただ、この不備三件のうち、活動日誌には名前があつて、乗つたという、勤務したということがあつて、旅行命令簿がない、そういう不備がここでは指摘されているんですけれども、仙波さんが勤務していた二〇〇一年というのは、その活動日誌がもう保存期間切れているんですかね、一年で保存がないからということで活動日誌がないわけですよ。でも、もしかしたら旅行命令簿の記載がなかっただけで、勤務していたかもしれないことはあり得ますよね。そこはどうですか。

政府参考人（安藤隆春君） 今委員御指摘のよつに、確かに旅行、警乗の活動日誌というものは当時の記録といつのはもうございませんで、平成十六年度みたいに旅行命令簿と鉄道警察隊の活

動日誌の突き合わせということとは不可能でありますが、今の御指摘の可能性というものももちろん調査班の方で視野に入れて、それ以外の方法で調べたわけでありまして。

具体的に言いますと、保存されている限りにおきます当時の関係文書というものも調べましたし、それにはいずれも警乗した旨の記載がない、これだけでは十分じゃありませんので聞き取りもいたしまして、当時の幹部がこう言っておるわけでありまして、平成十一年度に仙波巡査部長が鉄道警察隊に着任した当初、県外警乗に従事することに消極的であつたことなどから、自分としては長距離警乗、すなわち県外警乗であります、を命じなかつたと、そう述べているということ、さらに隊員からも仙波巡査部長が長距離警乗に従事していた記憶がないとの供述がなされていること、そういうものを総合的に判断しまして、平成十三年三月までは仙波巡査部長が長距離警乗に従事していたとは認められなかつたものと、こういう調査結果となつたわけでありまして。

神本美恵子君 ただ、先ほども言いましたように、断言はできませんよね。御本人は、私も報道しか見ていませんけれども、自分自身の活動日誌といえますか、そういったものを克明に記録されていて、その中に警乗したということが記していたというふうに御本人はおっしゃっているんで、

このずれについては、まあこれから解明できるのかどうか分かりませんが、きちつと解明をしていただきたいというふうに思います。初めに結論ありきのようなことをちよつと感じましたので、たださせていただきます。

それから、その次に、同じ仙波氏が告発されている愛媛県警による偽領収書づくり、あるいは警乗手当の不正請求というふうなことについては、県警本部、警務部長ですが、調査室の、県警本部の警務部長が当日記者会見をした中で、事実は確認できなかった、告発の内容の事実は確認できなかったというふうに全面否定をされております。

どういった人たちに聞き取りをしたかということもこの中に書かれておりますけれども、その聞き取りの方法はどういう方法で行われたのか。対象を見ますと、署長、副署長、会計課長、刑事課長というような管理職のような方たちがざつと並んでいきますけれども、捜査本人、捜査をしている捜査員本人ですね、あるいは鉄道警察隊の隊員の方たちにも聞かれたのかどうか、その点はいかがですか。

政府参考人（安藤隆春君） 調査体制並びに調査手法ということでありませうけれども、これ当初二十三名体制で発足したわけですが、二月一日以降は三十名体制で行ってきたわけでありまして。調査におきましては、もちろん昭和四十八年に

さかのぼるといふことで、大変広範に関係者が多いといふことであります。もう死亡、亡くなられた方もおりまして、退職された方もあるといふことですが、死亡者等の聞き取り不能、不可能な者を除きまして、関係者二百四十七名から聞き取りを実施するといふこととともに、あわせて、文書が保存されているものについては逐一そういう突き合わせをするなどしまして、できる限りの調査を行ったといふことでございます。

今、委員御指摘のように、昭和四十八年から仙波巡查部長が指摘しておりますそれぞれの勤務しました所屬、十所屬であります。そこで、署長、副署長とか会計課長あるいは会計課員を中心に聞いておりますし、警乗につきましてはもちろん当時の隊員について聞き取り調査をして、その結果先ほど私が申し上げたような調査結果になったものと承知しております。

神本美恵子君 例えば、偽領収書の作成や空出張についての聞き取り調査の関係者の供述状況というのが今日の皆さんお手元の資料の中にも書いてありますけれども、これを見て、もう全部、偽領収書の作成を見たり聞いたりしたことはない、自分から指示したこともないとか、捜査費は定めたとおりの適正な執行がされていた、ずっとこう見ると、これ全部で何人、百五十三人、延べ百六十八人聞き取り調査したのに、項目はもうまとめ

て、二十項目ぐらいいしか全体でない。こういうまとめ方をされているのもこれは何なんだと私は思いますし、それから判で押したようにみんな同じような回答になっている。

これは私が最初から疑っているからだとか公安委員長は言いたそうな顔をしていらっしやいますけれども、そうではなくて、地元の愛媛新聞を私も取り寄せて読んだんですけれども、その中に、多分この聞き取り調査の対象になっていらっしやらない方もいれませんが、その仙波さんの告発はでたらめとは言えないとか、捜査費を交際費に使っていたといふ元署長の発言や、内部調査で聴取を受けたといふこの中のお一人だと思いますが、聴取を受けた関係者によると、偽領収書を書いたことがあるといふようなことも、マスコミ取材に對してはそういうふうに取り材を受けて発言しているらっしやるといふようなことも報道されているんですね。

それから、この聞き取り調査のときに、調査、聞く側が、答えた、対象の答えたことをメモしなと。普通、どついつぶに答えたかといふのをメモしますよね。そして、そのメモに基づいてこつこつ供述状況といふのが書かれるはずなのに、聴取者の前で文書に記録せず、後に上司に報告するといふ聴取方法も取られていたといふことが聴取された対象者の方からそういう発言が出てい

るわけですよ。

こつこつやり方ですます疑惑が私は膨らむんです。最初からクロだって決めているわけではないんですけれども、この調査結果とマスコミで報道される内容とにこんなに食い違いが出てくるんですよ。これで疑うなといふ方が無理じゃないですか。国家公安委員長、いかがですか。それはもう、公安委員長の御本人の言葉でいいと思うんです。

国務大臣(村田吉隆君) 調査といふのは私は適正に行われて、その結果として今回のような報告書が、できたといふふうを考えておるわけでありませぬ。

神本美恵子君 ここには主な供述状況といふふうにありますから、主ではないいろんな発言があると、思っんですね。つばさに百五十三人の方に聞き取り調査をされたわけですから、一人一人のメモがあるはずですから、それ全部提出していただきたいと思ひます。これは委員長にお願いしたいと思ひます。この聞き取り調査すべての百五十三人分の供述、供述といひますか、言われた内容について当委員会に提出をお願いしたいと思ひます。委員長(高嶋良充君) 警察庁、あるんですか。政府参考人(安藤隆春君) お答えします。調査結果は集約的に書かれておりますが、もちろん調査結果に影響を与えるものといひますが、

結論に重要なものが書かれておるわけですから、細かいものはもちろんありますが、それは同じ結論だと私は承知しております。

それで、今メモを提出するということがありますが、これ、御案内のとおり、具体的な警察活動の内容に関するものが相当多く含まれておりますし、それから逮捕・取締り権限を直接行使します警察官の氏名、そういうものが多く含まれているわけでありまして、これにつきましては提示の可否というのは個別に検討を要するのではないかなというふうに私もは考えております。

神本美恵子君 事件とか捜査、関係ないですよ。ここでは、調査しているのは偽領収書作成依頼、空出張の有無について調査をしたんですから、その二点ですから、あなたは偽領収書を作成を依頼しましたかしていませんかということですよ。それから、空出張をさせましたかあるいは自分もしましたかというようなこと、あるいはつかみ分け年末につかみ分けと称して地域課員等に現金が交付されていたと、仙波さんがそういうことを告発されているわけですね。だから、この告発された内容について当時の関係者に聞き取りをしたわけですから、それについてイエスかノーかということとを、そういう経験があるとか聞いたことがあるとかありませんとかいうことがつぶさに調査されたはずですよ。ここには主なものしか書かれて

いないので、そのつぶさに調査された内容をここに出してほしいということを行っているわけです。

政府参考人(安藤隆春君) やはり、これだけの時間を掛けて責任を持って愛媛県警が調査をするということは、相当の覚悟でやっておると思います。ですから、その一つ一つについて具体的に事実があったかどうかということは、結果として、結論としてはそうかもいれませんが、それに至る心証を得るためにはその調査チームの人が何回もその捜査員に対して具体的ななどという捜査状況とかいろいろなことを聞きながら、単に捜査員の人がイエスかノーかと、そういうことじゃなくて、掘り下げてじっくりと聞かないと、やはりこういう調査結果という重さがありますので、そういう意味で時間を掛けて掘り下げた調査をしたものから、いろんな内容が私は含まれているものではないかなと思います。

神本美恵子君 だから、じゃその捜査にかかわる、事件にかかわるようなことを、ちょっと私も意味がよく分からないんですけども、もしあるとすればそこだけマスキングして、でも、その偽領収書の作成を依頼したとかしなかったかとかそういうことは別に公表しても何の問題もないわけですよ。そういうことを欲しいと言っているんです。

政府参考人(安藤隆春君) ですから、今申し

上げましたのは、そういうものが含まれているのが少なくないんじゃないかなということと、先ほど申し上げましたように、警察官の個人の氏名とかあるいは退職者の氏名とかいろいろ含まれておりますので、やはりそれは個別具体的に適否を検討する必要がありますんじゃないかと考えております。

神本美恵子君 それは常識で個人のプライバシーにかかわることとかそういうものはそこだけ隠せばいいわけであって、ただこの、さっき紹介しましたように、告発はでたらめとは言えないとか捜査費を交際費に使っていたとか、そういうことが一切この中に出てきていないんですよ。だから、私は、取材のときはそういうふうにおっしゃった、多分この調査でもそういう発言あったんじゃないかと思っんですよ。ないならないで全部出していただければいいんだということが分かりますから、そういう意味でも、疑惑を解明するというのはそういうことなんです。疑惑を解明するために出してほしいと言っている。何もなかったシロだったということをや知りたいたいです。仙波さんがうそついていたんならうそついていたという結論がこれでは見えないと。しかし、このままでは仙波さんが名前まで出して現職なのに告発をされたことはうそだったというふうにも読み取れるわけですよ、これでは。だから、そのなかそつじゃないんじゃないかということが疑惑なんで

すよ。そこを払拭したいから言っているんです。

政府参考人(安藤隆春君) 繰り返し申し上げますが、先ほど私の方から申し上げたような懸念がございますので、その個別に適否を判断をさせていただきたいということでございますし、今委員るる御指摘の新聞報道とかいろいろ告発のようなことがありますが、書いてありますけれども、これはいづれ、例えば仙波巡查部長につきましても、調査チームが、例えばこちらの方で聞き取りをして確認をしようというときに、本人としてはある時期から訴訟で対応するということで、我々の面接要請に対して断ると、こういうようなことがありますので、そういう条件の中では調査について多少限界といえますか、そういうものがあるという中で、可能な限り、先ほど言いましたようないろいろな突き合わせをしたり心証を得るために調査を行ってきたということでありませう。(発言する者あり)

委員長(高嶋良充君) いいですか。協議しますか。(発言する者あり)

今の神本さんの質問がございましたが、官房長質問がございましたけれども、それにまずお答えでございますか。答弁を先に。神本さん、神本議員の方から官房長に対して、ここに出ていない部分も出していただいて、その中で納得できればというお話がございましたよね。ここは主なものしか

書いていないと、こういうことですから、これ以外の、主なものというのは、一般的に考えれば、たくさんの意見があって、これがその意見が同じ意見だからこういう主なものになりましたという場合と、大きな部分というか主要な部分だけ載せてあとの部分は全くここに書いていないというような部分なのか、その辺もちょっと分かりませんが、れども、その辺も含めて出せるか出せないかというのを答弁してください。

政府参考人(安藤隆春君) 私、実際にその報告書といえますかメモは見えないわけでありませうけれども、この調査結果というのは、先ほど言いましたように大変重いものでありますので、そこに聞き取り調査をした主要なものはほとんど網羅をしているということでありませう。ですから、そういう調査結果について、このメモというよりは、この調査結果で御理解いただきたいということとであります。

神本美恵子君 見ていないのに、先ほどから出る出せない理由を並べられましたけれども、それ自身が、だから最初からもう、これはもう出せないものがあるというふうには官房長が思っているんじゃないかというふうにはまた私は疑念がわくんですよ。ですから、じゃ、きちっと見て出してくださいよ。

政府参考人(安藤隆春君) ですから、一義的

に、私の方から先ほど申し上げていますように、出せないというか、先ほど言いましたように、いろんな捜査活動に支障を生じるとか、あるいは警察官の氏名とかいろいろありますので、個別具体的に提示の可否について御判断させていただきますと、こう申し上げているわけでありませう。

神本美恵子君 意味が分かりませう。それで、出せるんですか、出せないんですか。出していただきたいんですが。

政府参考人(安藤隆春君) メモ全体については、先ほど言いましたようないろんな問題がありますので、出すことは慎重な判断を要するのではないかと。ですから、個別具体的に出せるものがあるかを判断をしたいということでありませう。神本美恵子君 これ、報告責任者は官房長になっていきますよね。ですから、見てないとおっしゃるから、見て、そして全部出してください。判断は責任者でできるわけでしょう。

政府参考人(安藤隆春君) ですから、先ほど申したとおり、我々の判断としては個別具体的に判断させていただきますということとあります。神本美恵子君 委員長、出すように計らっていただきたいと思えます。

委員長(高嶋良充君) 官房長にお聞きします。が、今の発言の中にあるこの主な著述状況以外のものは先ほどあるというふうにお答えいただきます

ことを警告しているわけですよ。文章を読みましようか。

「昨年の北海道警察等に引き続き、愛媛県警察において捜査費等の不正流用疑惑が生じていることは、誠に遺憾である。政府は、疑惑の徹底全容解明のため、「措置を取るよつ」ということを警告、これは平成十四年度から十五年度、今回もやっているわけです、十五年度分もですね。

ですから、国家公安委員長、最後に、やりますと、疑惑を払拭しますと。疑惑があることを、私が勝手に疑惑を持っているという先ほどの答弁は是非撤回していただきたいし、きちっとした答弁をいただきたいと思います。

私としては、第二期警察刷新会議のような第三者の疑惑解明のためのチームをつくっていただいて、警察の再出発のために踏み出していただきたい。それはもう是非国家公安委員長の御英断でお願いしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

国務大臣（村田吉隆君） お言葉でございますが、調査結果報告書というのがある、これの結果に重大な影響を及ぼすような事実を隠へいして報告書が記載されているとならば、私は適正ではないと、こつこつに考えますし、私も国家公安委員会といたしましては、今回の調査結果報告書につきまして、その調査が適正になさ

れたということ、一定の問題点は指示事項として幾つか指摘をいたしましたけれども、愛媛県公安委員会の管理の下で愛媛県警察が今回の仙波巡查部長の発言に基づきますいわゆる疑惑につきましてきちんとした調査をし、その結果を報告されたものと私どもは理解をしております。

なお、今後とも、こつこつと会計の不適正執行というものは誠に遺憾なことでございますので、まだ愛媛県の監査委員が御指摘なされた幾つかの項目がございますので、私どもとしては愛媛県警察がそのような監査委員の指摘事項について引き続き調査をしつかりやるよつに、警察庁を通じて督促をしまいたいというふうを考えておるわけでございます。

神本美恵子君 終わります。
委員長（高嶋良充君） 午後一時に再開することし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会
委員長（高嶋良充君） ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

森ゆうこ君 民主党・新緑風会の森ゆうこで

ございます。
今日は、拉致問題についてまず質問をさせていただきます。

前回、私が細田官房長官に対してこの拉致問題のことについて質問させていただいてからもう既に三か月たちましたし、御存じのとおり、十二月二十四日、細田官房長官が談話として述べられた、北朝鮮側が今後迅速かつ誠意ある対応をしない場合、日本政府として厳しい対応を取らざるを得ないと、このように表明されてからもつ六か月、半年がたとうとしております。拉致被害者の御家族の皆様は、全く動こうとしない政府の対応に業を煮やして、この二十四日に、高齢の身を押しつけて皆さんが座込みをしようということが決定されているということは御存じだと思います。

私は、三十年近くも待たされてきた家族の皆さん、この場で、この期に及んで、この梅雨の時期には、高年齢の皆さんに三日間も座込みをさせるわけにはいかない、何としても政府としてきちんとした対応を取っていただきたいという思いから本日質問をさせていただくことにいたしましたので、どうかきちんとした御答弁をいただくように、まずお願いを申し上げます。

最初に伺いたいですけれども、昨年の十二月以来、この過去六か月間、半年間の間に、北朝鮮は迅速かつ誠意ある対応をしたかどうか、このこ